## 地域生活支援センターさっぽろの管理に関する協定における 新型コロナウイルス感染症拡大に関する確認書

新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス」という)の感染拡大に関し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び札幌市障害者福祉施設条例(平成18年条例第40号)第13条第1項の規定に基づき、令和元年12月24日付けで札幌市(以下「甲」という。)及び特定非営利活動法人札幌市精神障害者家族連合会(以下「乙」という。)が締結した地域生活支援センターさっぽろ管理業務協定書(以下「協定」という。)第7条、第27条、第37条及び別表の規定に基づき、地域生活支援センターさっぽろ管理業務等仕様書(以下「業務仕様書」という。)に定める要求水準の取扱い及び令和3年5月6日から令和3年9月30日に発生した収入及び経費の変動について協議を行い、次のとおり合意したことを確認する。

- 第1条 新型コロナウイルスの感染拡大に関し、協定第18条第1項に定める管理業務に係る費用及び同条第2項に定める当該費用の支払金額に変更は行わない。また、当該費用の支払い金額のほか、甲から乙に対し一切の支払いを行わない。
- 第2条 新型コロナウイルスに起因すると認められる新たなリスクが生じた場合、甲と乙は 必要に応じ、別途、協議を行うものとする。

上記合意事項の内容を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通 を所持する。

令和3年10月5日

- (甲) 札幌市中央区北1条西2丁目 札 幌 市 代表者 市 長 秋 元 克 広
- (乙) 札幌市中央区南8条西2丁目5番74号 市民活動プラザ星園204号室 特定非営利活動法人札幌市精神障害者家族連合会 代表者 会 長 菅 原 悦 子